

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和6年10月10日(木) 午前10時10分～午前10時45分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、内野委員、小川委員、加園委員、森林委員、山田委員 欠 席 者：乃一委員、原田委員、比留間委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	(1) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第3条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況 (2) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況 (3) その他
議 題	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任された。 (2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、 ●=事務局等)	<p>● ただいまから、令和6年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本来であれば、会長に議事を進行していただくところですが、武蔵村山市個人情報保護審議会規則第2条第1項の規定による会長及び副会長の互選が済みしておりませんので、互選されるまでの間、事務局が会議の進行をさせていただきます。</p> <p>会議の公開についてですが、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条により、本審議会は、公開を原則としています。</p> <p>通常であれば、会議開会前に会長と事務局とが協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断した場合に、正式に会議の公開を決定することとなりますが、現時点では、会長が互選されておりませんので、本日の会議につきましては、事務局の判断により、公開として進めさせていただきますと存じます。</p> <p>議題</p> <p>(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について</p> <p>● 本来であれば、会議次第にのっとり報告事項(1)から順に進めていただくところですが、先に、議題(1)について御審議いただき、会長及び副会長の互選が行われましたら、その後、会長の進行により、会議次第にのっとり進めていただきたく存じます。</p> <p>それでは、説明に移らせていただきます。お手元に配布しました次第の6ページを御覧ください。本件は、次第6ページに参考として記載しております武蔵村山市個人情報保護審議会規則第2条第1項において、「会長及び副会長は、委員の互選により選任する」とされていることから、皆様に会長及び副会長を互選いただきたく議題としたものです。</p> <p>会長の主な職務としましては、同規則第2条第2項により会務を総理</p>

すること、同規則第3条第3項により可否同数の場合に議事を決することとなっております。なお、第3条第1項に、会長が会議を招集すると規定されていますが、こちらにつきましては、実務上は事務局が行わせていただきます。

また、副会長の職務につきましては、同規則第2条第3項により会長を補佐するとともに、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときに、その職務を代理することとなっております。

説明は以上となります。

#### 【主な意見等】

- 委員の入れ替わりがございませんでしたので、引き続き会長を佐々木委員に、副会長を森本委員にお願いさせていただくというのはいかがでしょうか。
- 異議なし

#### 【審議結果】

互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任された。

#### 報告事項

(1) 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則第3条の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出の状況

- 事務局に報告を求めます。
- 御説明いたします。次第1ページ及び2ページを御覧ください。  
個人情報保護法第69条第2項による目的外利用につきましては、同項第1号の「本人事前同意」によるものが2件、第2号の「法令の定める事務の遂行に必要で、相当の理由があるとき」によるものが1件の計3件となっており、市の機関ごとの内訳につきましては、全て市長によるものとなっております。  
また、提供につきましては、法第69条第2項第1号の「本人事前同意」によるものが17件で、市の機関ごとの内訳につきましては、目的外利用と同様、全て市長によるものとなっております。  
なお、それぞれの詳細につきましては、お手元に配布しております報告資料1に記載のとおりです。  
以上で報告を終わります。

#### 【主な意見等】

- 見守り安心カードに係る個人情報の提供について記載されていますが、これは、全ての高齢者が対象となるのでしょうか。
- 見守り安心カード事業は、事前に地域包括支援センターや見守り相談室に申請をしていただき、キーホルダーやカードの形式による見守り安心カードの提供を受けた高齢者が、例えば徘徊等により消防署等に保護された際、当該保護した者が、見守り安心カードに記載された連絡先に問合せをすることによって当該高齢者を識別できる情報の提供を受けることが可能となる制度です。よって、全ての高齢者が対象となるわけはありません。なお、見守り安心カード自体には、個人を識別できる情報は記載されておりません。
- カードを持っていない方が保護された場合は、どうなるのでしょうか。
- 自衛策として衣服等に連絡先を縫い付けていただくなどの措置を講じ

ておられない場合、身元の確認は困難になると考えられます。

- 見守り安心カードの提供を受けた方に関しては、申請の際にあらかじめ同意を得ているので個人情報の提供ができるのだと思いますが、見守り安心カードを持っていない方が保護され、その方が武蔵村山市民であることが分かっているような場合、御家族に提供してよいか確認した上で発見者に個人情報を提供するといったことは可能なのでしょうか。
- 例えば、御家族が警察に対して捜索の御相談をされた場合であれば、警察組織における個人情報の取扱いの問題となり、基本的に、市が直接関与することはありません。
- 見守り安心カードの提供を受けていることが前提の個人情報の提供ということでしょうか。
- 当該報告に関しましては、お見込みのとおりです。
- 警察に対して行方不明の届出をしていない方についてはどうなるのかといった疑問はありますが、御説明いただいたような状況における市の対応については、了解しました。

#### 報告事項

(2) 市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況

- 事務局に報告を求めます。
- 御説明いたします。次第3ページ及び4ページを御覧ください。  
市の機関における個人情報ファイル簿の作成及び公表の状況につきましては、市長57件、教育委員会8件、選挙管理委員会1件となっており、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会につきましては、作成及び公表が義務付けられる個人情報ファイルがなかったことから、ファイル簿の作成をしておりません。  
市の機関ごとのファイル簿の一覧及び前回の報告後、新たに追加され、又は内容に変更があったファイル簿の詳細につきましては、報告資料2のとおりでございます。  
以上で、報告を終わります。

#### 【主な意見等】

- 4番のファイル簿「自転車ヘルメット着用推進補助金申請者名簿ファイル」について、「記録範囲」に「申請者及びその世帯員」と記載されていますが、申請者の世帯員全員の個人情報を収集するのでしょうか。
- 当該ファイル簿の「記録情報の収集方法」欄を御覧いただくと、「個人情報に係る本人又はその世帯員からの申請」により補助金を支給することができることとなっております。「記録範囲」につきましては、世帯員の方から申請を受ける場合を想定し、そのような記載となっているものと認識しています。
- 29番のファイル簿「生活困窮者自立支援相談者ファイル」について、「記録項目」の「12 相談者との関係」の解釈は、相談者との関係でよいのでしょうか。それとも、相談員との関係でしょうか。
- ファイル簿作成に当たり聴き取った限りですが、必ずしも御本人から相談を受けるわけではないことから、相談をした方と支援が必要な御本人との関係を記録するものと認識しています。
- 相談員というのは、そういった仕事に携わる方からの相談を想像されたという認識でよろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。そのような場合であれば、相談者と相談を受ける者との関係という表現になるのではと感じました。
- 36番のファイル簿「生活保護システム情報ファイル」について、

「情報の収集方法」に「(9) 介護機関」が追加されていますが、これには、今まで行われていなかったものなのではないでしょうか。

- 定かではありませんが、おそらく本来記載されるべき項目が記載されていなかったために修正したものと認識しています。
- 45番のファイル簿「各種補助金等支給情報ファイル」について、「個人情報ファイルの利用目的」に(15)から(23)までが追加されていますが、こちらも同様でしょうか。
- おそらくお見込みのとおりと思われます。
- 同じく45番のファイル簿について、補助金は、事業者が申請するもので個人が申請するものではないと思いますが、いかがでしょうか。
- お見込みのとおりと思われます。
- その場合、収集する記録項目は、誰のものになるのでしょうか。事業者ということであれば、生年月日等を収集することはないと思いますが、保育所等を利用する園児などでしょうか。
- 例えば、(18)の「保育士等キャリアアップ補助金」では、対象となる保育士の情報を記載した上で申請書を提出する制度となっているようです。お見込みのとおり補助金を受ける主体は事業者と思われますが、当該補助金の申請に必要な個人情報を収集するものとなっているはずですか。
- 利用者ではなく保育士のみということでしょうか。
- (18)の例でいえば、お見込みのとおりと思いますが、(6)の「延長保育事業費補助金」等、利用者の個人情報を収集するものも含まれていると考えられます。
- 非常に項目が多いことが気になります。例として挙げていただいた延長保育の場合にも課税や障害の情報が必要なのかという疑問がありますが、収集することがあるかもしれないので記録項目として記載しているという認識でよろしいでしょうか。
- 記録項目につきましては、所管部署が、利用目的として記載された各補助金等に係る申請書の記載項目を確認した上でその全てを列挙したものと認識しています。事務局では、具体的に、どの補助金等の処理においてどの記録項目を収集するかまでは把握しておりませんが、記載された記録項目は、いずれかの補助金等の申請において必要となるもののはずです。
- 利用目的の項目が多いので、記録項目の漏れや本来不要なものが入るといったことがないように注意をいただければと思います。
- 今後、変更等の届出がなされた際は、事務局としても注意して確認等をしてまいります。
- 分かりやすいようにファイル簿を分割するなどの対応も考慮していただければと思いますが、それは担当部署の判断によるのでしょうか。
- ファイル簿につきましては、データベースごとに作成することとされていますので、それを分割するというのは難しいと考えています。
- 枝番により分けていただくといったことも不可能でしょうか。
- 繰り返しとなりますが、データベースごとに作成するものですので、ファイル簿を分けるといった対応は困難と思います。
- そういうことであれば、こういった機会がある度に審議会としても確認をさせていただければと思いますので、大変とは思いますが、準備をお願いします。
- 可能な限り対応いたします。
- 先ほど漏れがあったというお話がありましたので、なるべく漏れがないよう年に1回程度見直しをお願いするといったことは可能でしょうか。

